

# 東電元幹部の刑事責任～無罪のままでは済まされない 危惧感説(合理的危険説)で考えてみよう

日時：3月16日(月) 19時～21時(18時30分開場)

場所：スペースたんぽぽ(たんぽぽ舎4階) 地図参照

講師：古川元晴弁護士(井戸川裁判弁護士団長)

参加費：800円(学生400円)

主催：東電の刑事責任を追及する会/たんぽぽ舎

東電元幹部に対する東電刑事裁判は、これまで37回にわたる公判で東電関係者、専門家証人により多くの立証がなされ、わたしたちだれもが「津波は予見されていた」と理解しました。ところが、昨年9月に出された東京地裁判決は、「被告人らにおいて、…予見可能性があったものと合理的な疑いを超えて認定することはできない」として、全員無罪の判決を下しました。

過去に起きたことに対してのみ法令内で対策をとっていれば責任は問われない一判決に見られたこのような責任のあり方を追及していかなくは福島原発事故の反省にならないとみんな思っているはずです。

今回、東電元幹部の刑事責任を考える新たなアプローチとして「危惧感説」(合理的危険説)を取り上げてみたいと思います。「危惧感説」とはどのような考え方が、実際の裁判(井戸川裁判)でどのように追及されているのかも紹介しながら考えたいと思います。

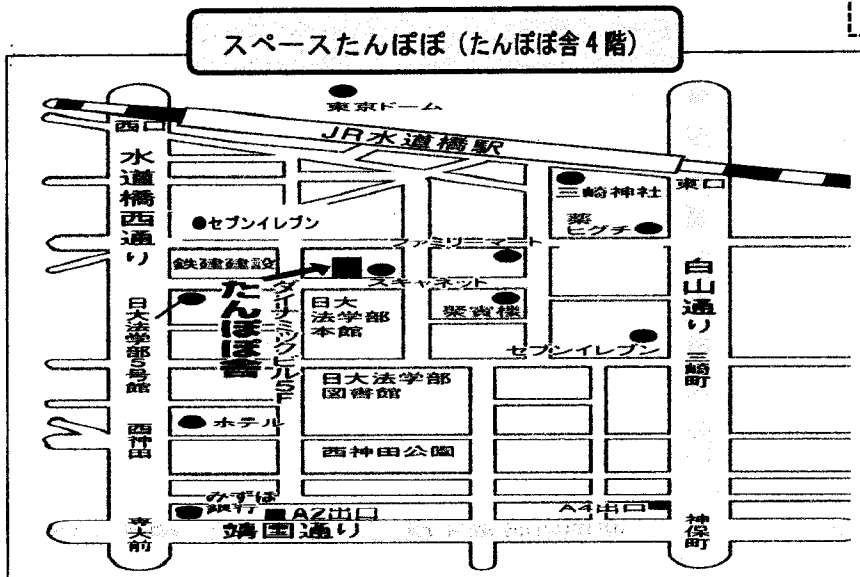
(学習会講座「東電は責任を取れ」の呼びかけより)



古川元晴(ふるかわ・もとはる)

1941年神奈川県生まれ。東京大学法学部卒業。法務省刑事局総務課長、司法研修所首席教官、京都地検検事正などを歴任。2011年より弁護士。「法の支配」実務研究会代表。著書に「福島原発、裁かれないでいいのか」(朝日新書)。

予見可能性も結果回避可能性も認めなかった東京地裁判決。原発事故の責任はどうあるべきかを考え直す必読本です！(会で取扱中、学習会でも販売します)



## 控訴審への手がかかり

### 1. 検察官役弁護士の「論告」では・・

2018年12月、東電刑事裁判の「論告」では、「10m盤を超える津波が襲来する可能性がある」という「具体的な情報に接した以上…これに対処すべき義務があった」と主張しましたが（P182）判決は「被告人らに情報収集が…問題となるような事情は窺われない」と認めませんでした。

また、「論告」は伊方原発最高裁判決に触れ、「危険を制御できていることにより、『許されない危険な行為』が『許された危険な行為』になるのであり、そもそも危険を制御する措置を尽くしていなければ、『許されない危険な行為』として設置・運転は禁止されるものです」と述べています。（P107）

こうした当たり前の主張が裁判所の判断となるよう追及の仕方を考えていかななくてはなりません。

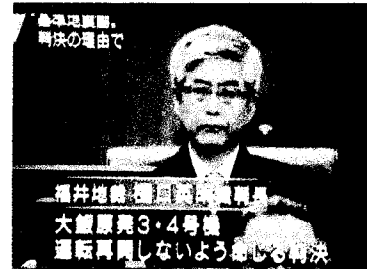
### 2. 樋口元裁判官の訴えたいことは・・

福井地裁の裁判長であった樋口英明さんは、現在、全国各地の講演会で原発運転容認の判決に警鐘を鳴らされています。

それらの判決に共通する問題点の指摘は、東電刑事裁判東京地裁判決にも教訓化できるものと思われます。いくつか、ご紹介します。

①「多くの裁判官はどう考えているか」というと「規制基準の合理性とは規制基準の辻褄があっていることだと考えるんです。…規制基準の合理性って何ですか。安全性のことなんですよ。規制基準が国民の安全性を確保する内容になっておれば合理的なんです。当たり前の話がなぜわからん。」

②「原告敗訴」を各裁判官が多い中（2人対18人）、裁判長のどこが違うのかということ、「原発の危険性を本当に分かっているかどうか。原発が怖いと思いかどうかなんです。」（昨年8月福岡での講演会）



2014年5月、原発の運転差止の判決を下した樋口元裁判長

### 3. 危惧感説（合理的危険説）で考えてみよう

誤解の多い危惧感説。マスコミや弁護士の中にも見受けられるようです。基本的なところを確認しておきます。

（危惧感説とは）「今までに起きたことがなく、どのようなメカニズムで発生するのかが確実にわかっていないような『未知の危険』であっても起きる可能性が合理的に予測される危険については、業務の性質により責任を問える考え方」です。（危惧感説は）「何もかも、ありとあらゆることを心配しなさいと言っているではありません」。詳しくは、『福島原発 裁かれないでいいのか』をお読みください。

また、古川弁護士はこの危惧感説（合理的危険説）にもとづいて、井戸川裁判において東電の責任を主張されています（第12準備書面）。3.16学習会で紹介される予定です。

### 4. 控訴審で逆転勝訴につなげよう！

重要なことは、福島原発事故の被害者や37回の公判で明らかになった事実と向き合わず、事故を予見できたにもかかわらず対策を何ら講じなかった原発事故の加害者の責任をどう認めさせるかです。そこをもっと明確に打ち出し、2度と福島原発事故を繰り返さないために責任追及をしつかりすることが求められていると思います。東京高裁での控訴審に向けた取り組みを始めましょう。

## 無責任体質を許す

9/20毎日

古川元晴弁護士



原発で事故が起きたら甚大な被害が出るのは明らかで、「万が一の事故を起こさないよう万全な策を講じている」と考えるのが社会の常識であり、原発事業者には高度な注意義務が課されている。3人が無罪となったのは、この注意義務について裁判所を納得させるほどの立証ができなかったからだと言える。

津波は全く予測のつかない抽象的なものではなかった。東電には原発のある高さ10mの敷地を超える津波が襲来するとの試算結果があり、旧経営陣も合理的で根拠ある予測だと認識できただろう。この試算結果は対策に乗り出すきっかけとなり得たはずで、それを怠った以上は罪に問われて当然だった。

今回の無罪判決は、原発事故で失われた人命や社会の安全と比較すると、バランスを欠いた判断だ。事故を「想定外」としてきた東電の無責任体質を許すことになり、事故を教訓として生かすことができなくなるのではないかと懸念している。

【聞き手・服部陽】

3. 20(金・祝) 11時～15時

さようなら原発全国集会

場所：亀戸中央公園 参加しよう！

東電の刑事責任を追及する会 2020.2.16

ブログ：<https://toden311.at.webry.info/>

連絡先：080-1104-4432(小林)

郵便振替：00130-7-554221

【たんぼ舎講演レジメ】 2020・3・16 弁護士古川元晴  
＝東京地裁2019・9・19無罪判決と危惧感説（合理的危険説）＝

（はじめに）

- \*拙著『福島原発、裁かれないでいいのか』につて
- \*民事の損害賠償裁判の実状と本刑事裁判との対比
- \*別添「要望書」について

第1 原発業務に課されるべき「高度の注意義務」とは何か

- \*別添【「法」による不確実な危険（リスク）への対応】参照

第2 本刑事裁判の本質的論点は何か

- \*別添「要望書」2（1）参照

第3 東京地裁無罪判決の判示とその問題点

- \*別添「要望書」2（2）及び別添【東京地裁無罪判決の判示（要旨）とその問題点】参照

第4 指定弁護士の主張とその問題点・・・別添「要望書」2（3）参照

第5 控訴審における主張、立証の在り方・・・別添「要望書」1参照

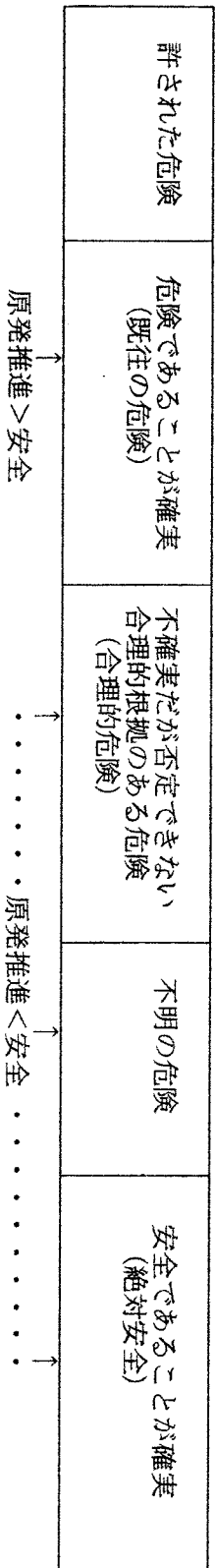
（おわりに）

- \*不確実な危険（リスク）に科学の総力を挙げて適切に対応すべき時代において、危惧感説（合理的危険説）は不可欠の科学的知見

- \*日本で具体的予見可能性説が今だに主流であって、危惧感説（合理的危険説）が普及しない理由は何か（拙著190～191頁）

【「法」による不確実な危険（リスク）への対応】2020.3.16 弁護士古川元晴  
 =拙著「第3章 事故を載く「法」はなにか」（58～76頁）=

- ①新過失論 (信頼の原則)
- ①旧過失論 (具体的予見可能性説 (確実=既往))
- ③新々過失論 (「危険社会」対応) (危惧感説 (合理的危険説))
- (絶対安全の保障)



<2つの考え方の特徴>

\* 具体的予見可能性説：①危険に対する後手後手の対応+②事前準備不足における泥纏の対応+現場部門の責任・・・戦術的対応  
 \* 危惧感説（合理的危険説）：①危険に対する先手先手の対応+組織的、科学的、総力的対応+管理部門の責任・・・戦略的対応

- 1 「法」の解釈を巡る争いの本質
    - \* 「条理・常識・社会通念」（合理性の判断基準）を巡る争い
    - (1) 常識・・・「物事の道理、すじみち」（広辞苑、法律学小辞典）
    - (2) 社会通念（一般の常識）・・・条理に沿ったもの
    - (3) 業務上通念・・・条理、常識に沿ったもの
  - 2 業務上過失致死傷罪
    - (1) 条文：「業務上必要な注意を怠り・・・」（刑法211条）
    - (2) 高度の注意義務
    - (2) 意「万が一」の「万が一」にも起きないよう万全の措置を講じる」義務
    - \* 「万全の措置」義務・・・伊方原発最判
    - \* 判例・・・「否定できない合理的な根拠のある危険」
    - イ(ア) 刑事
      - ① 森永ドライミル中毒事件
      - ② カネミ油症事件
- (イ) 民事

① 東京高裁1988年3月11日クロロキン薬害判決（「その疑いが科学的根拠をもって否定されない」危険）

② 最高裁2019年10月10日決定（上告棄却）により確定した仙台高裁2018年4月26日大川小学校事件判決

対象業務  
 \* 原子力発電業務・・・人類史上類例をみない危険業務  
 \* 薬品・食品等の製造販売業務・・・安全であることを保障（保証）する立場  
 \* 幼稚園、小学校等の経営・・・生命・身体を保護する業務  
 \* 医療業務